

## 入退会規則

(本規則の目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本ゲームシナリオライター協会（以下「本協会」という）の定款第2章に基づき、本協会への入退会に関する手続を定める。

(入会資格)

第2条

1. 本協会の入会資格は以下の通りとし、これらすべてを満たすものとする。

- (1) ゲームシナリオ制作を生業とする者
- (2) 本規則に同意する者
- (3) 暴力団等の反社会的勢力の関係者でない者
- (4) 過去に、本協会より除名等の処分を受けていない者

2. 次のいずれかに該当する場合は入会できないものとする。

- (1) 禁固以上の刑に処せられている者
- (2) 禁固以上の刑の執行を終わり、又は刑の執行を猶予された日から5年を経過していない者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 以上のほか、理事会において著しく不適切と認められた者

(会員の種別)

第3条 本協会は、定款第5条に規定するとおり、本協会の目的に賛同し、本規則に定める会費負担に同意し入会したゲームシナリオ制作を生業とする個人又は団体を会員とする。会員種類は以下の通りとする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人または団体で、法人法上の社員として本協会の総会において議決権を有する者をいう。
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体をいう。
- (3) 特別会員 本協会及びゲームシナリオ文化発展に特に功労があったと認められる個人又は団体

(入会の手続き)

第4条 本協会の会員になろうとする者は、第3条に定める会員種別ごとに以下の通り入会

手続きを行う。その手続きに関しては、特別会員を除き、本協会の理事会が定める入会申込書様式に従って行う。

(1)正会員 個人として正会員になろうとする者は、会員入会申込書に必要事項を記入の上、正会員 1 名の推薦を受け、理事会に入会の申込みをして、代表理事の承認を受けなければならない。

法人である団体が正会員になろうとする場合は、会員入会申込書を用いて、当該法人の法人名と共に法人登記上の代表者名、その他必要事項を記入して、正会員 1 名の推薦を受けて理事会に入会を申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。その際、総会において議決権を行使し、かつ、正会員としてこの法人に対して権利を行使しようとする者が法人登記上の代表者と異なる場合は、その者の氏名と当該法人における役職名を併せてこの法人に届け出なければならない。法人正会員による代表者と異なる権利行使者の届け出は、入会手続き完了後であっても、書面をもっていつでもすることができる。その後、代表者と異なる権利行使者の変更をする届け出についても同様とする。

法人格のない団体が正会員として入会申し込みを行う場合は、会員入会申込書を用いて、当該団体を代表する者 1 名を単位として必要事項を記入の上、正会員 1 名の推薦を受けて理事会に入会の申込みをして、代表理事の承認を受けなければならない。

(2) 賛助会員 会員入会手続申込書に必要事項を記入の上、理事会に入会の申込みをして、代表理事の承認を受けなければならない。

(3) 特別会員 正会員の推薦を受けた本人が承諾をして、理事会の推薦により、本協会の総会の決議をもって指名を受けなければならない。

#### (入会の許可)

第 5 条 第 4 条による入会の申し込みを受けた理事会は、入会を希望する者が第 2 条に定める資格を満たすと認めるときは、すみやかにその入会を認めなければならない。また入会及び入会の許否の理由は開示しないものとする。

#### (会員の義務)

第 6 条 正会員および賛助会員は、第 7 条に規定する会費を定められた期限までに納付する義務を負う。

#### (会費)

第 7 条 定款第 6 条に規定する会費は次のとおりとする。入会金は必要ないものとする。

- (1)正会員の年会費は、個人 12,000 円、団体及び法人 50,000 円とする。
- (2) 賛助会員の年会費は一口単位 100,000 円とする。
- (3) 特別会員からは年会費を徴収しない。

(会員たる資格の取得)

第8条 理事会により会員として入会を認められた者は、理事会が定める規則に従い、入会申込書に記載の入会希望日が属する暦月の翌月末日までに本協会に初年度年会費を納付しなければならない。かかる納付の後会員たる資格を取得する。

(退会)

第9条 会員は、定款第7条に定める手続に従い、退会することができる。

2 退会しようとする会員は、退会の一か月以上前までに、本規則に定める書式にて退会届出書を作成し、これを理事会に対して提出しなければならない。

3 会員が死亡したときは、本協会から退会したものとみなす。この場合は、前項の退会届出書の提出は不要とする。

(除名)

第10条 会員は、定款第8条に定める手続に従い、除名されることがある。

(会員たる資格の喪失)

第11条 定款第9条の規定に従い、第12条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 会員が、当法人所定の手続きによって退会を届け出たとき
- (2) 成年後見人又は被保佐人になったとき。
- (3)個人会員本人が死亡もしくは失踪宣言を受けたとき、団体会員が解散消滅したとき
- (4)定款第6条及び本規則第7条の会費等支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員が同意したとき

(会費等の返還)

第12条 退会又は除名により会員たる資格を喪失したものは、本協会に対して既に支払った入会金、会費等の払い戻しを請求できない。

(会員資格喪失後の権利及び義務)

第13条 退会または除名により会員たる資格を喪失した者は、会員たる資格に基づき本協会より付与又は許諾された一切の権利を喪失する。

(本規則の改廃)

第14条 本規則の改廃は、理事会の決議によるものとする。

2. この規則の改廃の効力は、理事会の決議によって改廃があった後、本協会の各会員に対してこの規則の改廃に関する通知が電磁的方法又は書面にて送達されたとみなされる日に発生する。

2017年6月7日